

大学生等生活応援給付金の申請はお済みですか？

現在、鏡野町では大学生等生活応援給付金の申請を受け付けています。
申請期限を過ぎての申請は給付金を受け取れませんのでご注意ください。

【申請期限】令和4年3月31日(木)まで ※当日受付有効

○ 給付対象者

鏡野町出身の大学生等で、扶養義務者が鏡野町内に住所を有しており、且つ「要件」(※1)を満たしている方。
※1…「要件」とは、給付対象者の在学内容のことです。鏡野町ホームページをご覧くださいか、生涯学習課までお問い合わせください。

○ 給付額

給付対象者(大学生等)に対し、1人につき今年度1回限りとして6万円を給付。

○ 申請書類

- ①大学生等生活応援給付金給付申請書
- ②大学生等生活応援給付金給付請求書 } ※2
- ③給付対象者(大学生等)、扶養義務者の医療保険の被保険者証の写し
- ④在学証明書の原本(学生証・手帳のコピーでは受付できません。)
- ⑤振込先の分かる通帳の写し

※2…様式①、②は、鏡野町ホームページからもダウンロードできます。記入例を参考にお間違えのないようお願いいたします。

申請先・お問い合わせ

鏡野町 教育委員会 生涯学習課(中央公民館内) 担当:長石・平田
電話(0868)54-0573 FAX(0868)54-0656(中央公民館は月曜日・祝祭日が休館です。)

※申請期限は令和4年3月31日(木)です※ 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金

本給付金は、高校生までの子どもがいる世帯に対し、子ども1人あたり10万円の臨時特別の給付金を支給するものです。令和3年12月から支給を開始しています。

申請が必要な方について、**申請期限は令和4年3月31日(木)(必着)**です。申請期限を過ぎたものは受付できませんので、**ご了承ください**。申請書を紛失された場合や対象であると思われるが申請書が届かない場合(児童と別居の場合は町で養育状況を確認できないため、申請書を送付していません)、早急に下記までご連絡ください。

新生児(令和4年3月31日までに生まれた児童が対象です)については、出生の届出の際、申請書に記入をしていただきます。新生児分については、**申請期限は令和4年4月15日(金)(必着)**です。

※鏡野町から令和3年9月分の児童手当を受給した方、鏡野町から令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金を受給した公務員の方、高校生を養育する方のうち児童の生計を維持する程度の高い方の児童手当振込口座の登録がある方については、申請不要で支給済みです。その他、申請受付後、随時支給を行っています。

※令和2年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上である場合は対象となりません。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係 担当:芦田 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891

マイナンバーカードがあれば「ねんきんネット」の初回利用登録が簡単です！

「ねんきんネット」とは、パソコンやスマートフォン等でご自身の年金に関する情報を手軽に確認できるサービスです。スマートフォンとマイナンバーカードがあれば簡単に初回利用登録が可能です。

<マイナンバーカードを利用した初回利用登録の手順>

- ①スマートフォンにマイナポータルをインストール
- ②スマートフォンとマイナンバーカードでマイナポータルへログイン
(ログイン時、利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)が必要)
- ③マイナポータルトップ画面「もっとつながる」を押す
- ④「ねんきんネット(日本年金機構)」の「つなぐ」を押す
- ⑤初回利用登録完了

※マイナポータルへのアクセスはこちらから



iPhone



Android



<年金ネットで確認できること>

- ご自身の年金記録の確認
- 将来の年金見込み額の試算
- 電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- 日本年金機構から郵送された各種通知書の確認

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、「ねんきんネット」のホームページからも登録可能です。

※「ねんきんネット」へのアクセスはこちらから→
(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)



お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課 電話(0868)31-2360
鏡野町住民税務課 国民年金係 担当:竹井 電話(0868)54-2985